

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日条例第36号）

最終改正:令和5年11月13日条例第16号

改正内容:令和5年11月13日条例第16号 [令和6年4月1日]

○京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

平成25年1月9日条例第36号

改正

平成26年11月11日条例第23号  
平成27年3月27日条例第66号  
平成28年3月30日条例第60号  
平成28年6月10日条例第4号  
平成29年3月30日条例第44号  
平成30年3月29日条例第50号  
平成31年3月28日条例第87号  
令和元年11月13日条例第23号  
令和2年3月30日条例第67号  
令和3年3月30日条例第46号  
令和5年3月30日条例第59号  
令和5年11月13日条例第16号

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)  
第2章 指定通所支援及び基準該当通所支援の事業(第3条～第5条)  
第3章 指定障害児入所施設等(第6条～第8条)  
第4章 放課後児童健全育成事業(第9条～第11条)  
第5章 家庭的保育事業等  
第1節 通則(第12条～第16条)  
第2節 家庭的保育事業(第17条・第18条)  
第3節 小規模保育事業(第19条)  
第4節 居宅訪問型保育事業(第20条)  
第5節 事業所内保育事業(第21条・第22条)  
第6章 児童福祉施設(第23条～第27条)  
第7章 雑則(第28条・第29条)  
附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(以下「法」という。)の規定に基づき、事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第2章 指定通所支援及び基準該当通所支援の事業

(申請者に係る要件)

第3条 法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、法人であり、かつ、京都市暴力団排除条例(以下「暴排条例」という。)第2条第4号イ及びエに掲げる者でないものとする。

(暴力団の排除)

第4条 指定通所支援及び基準該当通所支援の事業を行う事業所の管理者及び当該事業の利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある従業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であってはならない。

2 前項の事業所は、その運営について、暴排条例第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)の支配を受けてはならない。

(地震に対する安全性の確保)

第4条の2 指定通所支援及び基準該当通所支援の事業を行う事業所(児童発達支援又は放課後等デイサービスに係る事業の用に供する部分に限る。)は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

(記録の整備に関する補則)

第4条の3 指定障害児通所支援事業者及び基準該当通所支援の事業を行う者は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この章において「省令」という。)第54条(省令第54条の9、第64条、第71条、第71条の2、第71条の6、第71条の14及び第79条において準用する場合を含む。)に定める基準による記録の整備に当たっては、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

(1) 保存の方法及び場所

(2) 保存期間(省令第54条第1項(省令第54条の9、第64条、第71条、第71条の2、第71条の6、第71条の14及び第79条において準用する場合を含む。)に掲げる記録に限る。)

(3) 廃棄の方法

(4) その他市長が必要と認める事項

(その他の基準)

第5条 前3条に定めるもののほか、法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項第1号及び第2号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、省令に定める基準とする。

### 第3章 指定障害児入所施設等

(申請者に係る要件)

第6条 法第24条の9第2項(法第24条の10第4項において準用する場合を含む。)において準用する法第21条の5の15第3項第1号に規定する条例で定める者は、法人であり、かつ、暴排条例第2条第4号イ及びエに掲げる者でないものとする。

(暴力団の排除)

第7条 指定障害児入所施設等の管理者及び指定障害児入所施設等の入所者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある従業者は、暴力団員であってはならない。

2 指定障害児入所施設等は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(地震に対する安全性の確保)

第7条の2 指定障害児入所施設等は、耐震改修促進法第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

(記録の整備に関する補則)

第7条の3 指定障害児入所施設は、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号。以下この章において「省令」という。)第51条(省令第57条において準用する場合を含む。)に定める基準による記録の整備に当たっては、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

(1) 保存の方法及び場所

(2) 保存期間(省令第51条第1項(省令第57条において準用する場合を含む。)に掲げる記録に限る。)

(3) 廃棄の方法

(4) その他市長が必要と認める事項

(その他の基準)

第8条 前3条に定めるもののほか、法第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、省令に定める基準とする。

### 第4章 放課後児童健全育成事業

(人権の擁護及び虐待の防止)

第9条 放課後児童健全育成事業を行う者は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第10条 放課後児童健全育成事業を行う事業所の管理者及び放課後児童健全育成事業の利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある従業者は、暴力団員であってはならない。

2 前項の事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(地震に対する安全性の確保)

第10条の2 放課後児童健全育成事業を行う事業所は、耐震改修促進法第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

(その他の基準)

第11条 前3条に定めるもののほか、法第34条の8の2第1項の規定に基づき条例で定める基準は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)に定める基準とする。

### 第5章 家庭的保育事業等

#### 第1節 通則

(用語)

第12条 この章において使用する用語は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下この章において「省令」という。)において使用する用語の例による。

(職員)

第13条 家庭的保育者は、市長が指定する研修(以下「指定研修」という。)を修了した保育士であって、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 利用乳幼児の保育に専念することができる者

(2) 法第34条の20第1項第3号に該当しない者

(人権の擁護及び虐待の防止)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第15条 家庭的保育事業所等の管理者及び利用乳幼児の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある従業者は、暴力団員であってはならない。

2 家庭的保育事業所等は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(地震に対する安全性の確保)

第15条の2 家庭的保育事業所等(家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業の用に供する部分に限る。)は、耐震改修促進法第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

(基準)

第16条 第13条から前条まで及び次節から第5節までに定めるもののほか、法第34条の16第1項前段の規定に基づき条例で定める基準は、省令に定める基準(省令第22条、第23条、第34条、第39条、第42条、第43条第1号、附則第3条及び第6条から第9条までに定める基準を除く。)とする。

## 第2節 家庭的保育事業

(設備)

第17条 家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所(利用乳幼児の居宅を除く。)であつて、次に掲げる要件を満たす場所を実施するものとする。

- (1) 利用乳幼児の保育を行う専用の部屋(その面積が、9.9平方メートル(保育を行う利用乳幼児が3人を超えるときは、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積)以上であるものに限る。以下「保育室」という。)を設けること。
- (2) 利用乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気のための設備を設けること。
- (3) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- (4) 同一の敷地内に利用乳幼児の屋外における遊戯、運動等に適した庭(その面積が、満2歳以上の当該幼児1人につき3.3平方メートル以上であるものに限る。)を設け、又は敷地の付近に当該庭に代わるべき場所を設けること。
- (5) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火及び避難の訓練を定期的実施すること。
- (6) 保育室を2階に設ける建物にあつては次のア、イ及びキの要件に、保育室を3階以上に設ける建物にあつては次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に定める構造の屋内階段(以下「基準令上の屋内階段」という。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 基準令上の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 基準令上の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 基準令上の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造の屋外階段(以下「基準令上の屋外階段」という。)
	避難用	1 基準令上の屋内階段(建築基準法施行令第123条第1項の屋内階段にあつては、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分の構造が、屋内と階段室とがバルコニー又は付室(当該階段室の構造が同条第3項第2号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたものである場合を除き、当該構造方法を用いる構造又は当該認定を受けた構造を有する付室に限る。)を通じて連絡し、かつ、同項第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものに限る。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 基準令上の屋外階段

ウ イの表の右欄に掲げる施設又は設備が、避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 家庭的保育事業所(家庭的保育事業を行う事業所をいう。以下同じ。)の調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。)の部分とそれ以外の部分とが、建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁(以下「耐火構造の床等」という。)又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 換気、暖房又は冷房の設備の風道が耐火構造の床等を貫通する部分(これに近接する部分を含む。)に防火上有効なダンパーが設けられていること。

カ 家庭的保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

- キ 保育室その他利用乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、利用乳幼児の転落事故を防止するための設備が設けられていること。
- ク 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報するための設備が設けられていること。
- ケ 家庭的保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第18条 家庭的保育事業所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託し、又は搬入施設から食事を搬入する家庭的保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 家庭的保育者の数は、利用乳幼児3人(家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育を行うときは、5人)につき1人以上とする。
- 3 前項の規定により家庭的保育者の数を算定する場合において、家庭的保育事業所が保育を行う人材の確保が困難である地域として市長が定める地域(以下「特定地域」という。)に存するときは、指定研修を修了した保健師、看護師又は准看護師(以下「保健師等」という。)を1人に限り、当該数に算入することができる。

### 第3節 小規模保育事業

(小規模保育事業所C型の職員)

第19条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託し、又は搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 家庭的保育者の数は、利用乳幼児3人(家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育を行うときは、5人)につき1人以上とする。
- 3 前項の規定により家庭的保育者の数を算定する場合において、小規模保育事業所C型が特定地域に存するときは、指定研修を修了した保健師等を1人に限り、当該数に算入することができる。

### 第4節 居宅訪問型保育事業

(職員)

第20条 居宅訪問型保育事業において、家庭的保育者の数は、利用乳幼児1人につき1人以上とする。

- 2 前項の規定により家庭的保育者の数を算定する場合において、居宅訪問型保育事業が特定地域で行われるものであるとき(居宅訪問型保育事業者の事業所が特定地域に存する場合に限る。)は、指定研修を修了した保健師等を1人に限り、当該数に算入することができる。

### 第5節 事業所内保育事業

(利用定員)

第21条 事業所内保育事業を行う者は、事業所内保育事業を行う施設における特定利用乳幼児(法第6条の3第12項第1号イに掲げる施設における利用乳幼児のうち当該施設に係る事業主が雇用する労働者の監護するものでないもの、同号ロに掲げる施設における利用乳幼児のうち当該施設に係る事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護するものでないもの又は同号ハに掲げる施設における利用乳幼児のうち当該施設に係る同号ハに規定する共済組合等の構成員の監護するものでないものをいう。)の利用定員を、次の表の左欄に掲げる利用乳幼児の利用定員の総数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める人数以上としなければならない。

利用定員の総数	特定利用乳幼児の数
1人以上5人以下	人 1
6人又は7人	2
8人以上10人以下	3
11人以上15人以下	4
16人以上20人以下	5
21人以上25人以下	6
26人以上30人以下	7
31人以上40人以下	10
41人以上50人以下	12
51人以上60人以下	15
61人以上	20

(保育所型事業所内保育事業所の設備)

第22条 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室(当該保育所型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。)及び便所を設けなければならない。ただし、乳児又は満2歳に満たない幼児で、ほふくをするものを入所させる保育所型事業所内保育事業所については、ほふく室を設けなければならない。

## 第6章 児童福祉施設

(人権の擁護及び虐待の防止)

第23条 児童福祉施設は、入所者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第24条 児童福祉施設の長及び児童福祉施設の入所者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該児童福祉施設の長の権限を代行し得る地位にある職員は、暴力団員であつてはならない。

- 2 児童福祉施設は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(地震に対する安全性の確保)

第24条の2 児童福祉施設は、耐震改修促進法第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

(保育所の設備)

第25条 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けなければならない。ただし、乳児又は満2歳に満たない幼児で、ほふくをするものを入所させる保育所については、ほふく室を設けなければならない。

(保育所の職員)

第26条 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満2歳に満たない幼児おおむね5人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人以上、満4歳以上満5歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満5歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上とする。ただし、各保育所につき2人を下ることはできない。

(その他の基準)

第27条 第23条から前条までに定めるもののほか、法第45条第1項の規定に基づき条例で定める基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第32条第1号及び第33条第2項に定める基準を除く。)とする。

#### 第7章 雑則

(地震に対する安全性の確保に関する指導)

第28条 市長は、事業所又は施設が第4条の2、第7条の2、第10条の2、第15条の2又は第24条の2の規定(以下「耐震化規定」という。)に違反していると認めるときは、当該事業所又は当該施設の管理者又は長に対し、必要な措置を講じるよう指導を行うものとする。

(地震に対する安全性の確保に関する勧告及び公表)

第29条 市長は、前条の規定による指導を行った場合において、事業所又は施設がなお耐震化規定に違反していると認めるときは、当該事業所又は当該施設の管理者又は長に対し、同条の措置を講じるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ当該勧告の対象となる事業所又は施設の管理者又は長にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

3 市長は、第1項の規定による勧告を行ったときは、その旨及びその内容を公表することができる。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(保育所の職員に関する特例)

2 当分の間、第26条の規定により保育士の数を算定するときは、保健師等を1人に限り、当該数に算入することができる。この場合において、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

3 第26条ただし書の規定は、平成29年4月1日から令和7年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)は、適用しない。この場合において、同条本文の規定により保育所に置くべき保育士の数(以下「基準保育士数」という。)が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士又は指定研修を修了した者(修了する予定の者を含む。以下「研修修了者」という。)を1人以上置かなければならない。

4 特例期間に第26条の規定により保育士の数を算定するときは、研修修了者であって幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、当該数に算入することができる。ただし、保育士の数(附則第2項及びこの項の規定により当該数に算入するものを除く。)が基準保育士数(施設の開所時間等に応じ市長が必要と認める保育士が保育に現に従事している場合にあっては、基準保育士数に当該保育士の数を加えた数)の3分の2以下となるときは、この限りでない。

(関係省令の規定の引用に関する経過措置)

5 第5条、第8条、第11条、第16条及び第27条の規定の適用に関する経過措置は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(以下「関係省令」という。)並びに関係省令の全部又は一部を改正する内閣府令又は省令の附則に規定する経過措置(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第2条に規定する経過措置を除く。)の例による。

(検討)

6 本市は、第5条、第8条、第11条、第16条及び第27条の規定において引用する関係省令の規定が改正されたときは、速やかに、これらの条の規定の改正の要否を検討し、その結果に基づき、本市の区域の実情に応じた基準の策定に取り組まなければならない。

附 則(平成26年11月11日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(子ども・子育て支援法の施行の日は、平成27年4月1日)

(経過措置)

2 この条例による改正後の京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第11条(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第9条第2項及び第10条第4項に定める基準を児童福祉法(以下「法」という。)第34条の8の2第1項前段の規定に基づき条例で定める基準とする部分に限る。)の規定は、この条例の施行の際現に存する法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う事業所については、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、適用しない。

3 改正後の条例第17条第6号及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。)第33条第7号の規定は、施行日の前日において子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)第6条の規定による改正前の法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を実施する者については、施行日から起算して5年を経過するまでの間は、適用しない。この場合において、当該者は、家庭的保育事業を実施する場所に消防法施行規則第25条第2項第1号に規定する火災通報装置を設置しなければならない。

4 改正後の条例第16条(省令第15条(家庭的保育事業に係る部分を除く。)、第28条第1号(調理設備に係る部分に限り、第32条及び第48条において準用する場合を含む。))及び第4号(調理設備に係る部分に限り、第32条及び第48条において準用する場合を含む。)、第29条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第31条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第33条第1号(調理設備に係る部分に限る。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第43条第5号(調理室に係る部分に限る。)、第44条第1項本文(調理員に係る部分に限る。))並びに第47条第1項本文(調理員に係る部分に限る。))に定める基準を法第34条の16第1項前段の規定に基づき条例で定める基準とする部分に限る。)、第19条第1項(調理員に係る部分に限る。))及び第22条(調理室に係る部分に限る。))の規定は、施行日の前日において法第39条第1項の規定に

よる保育を現に行う者(施行日後も同一の場所において、同一の設備を用いて当該保育を行うものに限る。)又は当該保育が現に行われている施設(施行日後も同一の設備を用いて当該保育が行われるものに限る。)(次項において「施設等」という。)については、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、適用しない。

- 5 改正後の条例第16条(省令第15条(家庭的保育事業に係る部分に限る。))に定める基準を法第34条の16第1項前段の規定に基づき条例で定める基準とする部分に限る。)、第17条第3号(調理設備に係る部分に限る。))及び第18条第1項(調理員に係る部分に限る。))の規定は、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該施設等は、省令第1条第2項に規定する利用乳幼児への食事の提供を省令第15条第1項に規定する方法により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則(平成27年3月27日条例第66号)

改正

令和3年3月30日条例第46号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。ただし、第1条中京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例附則第2項の改正規定及び第4条の規定は、同年4月1日から施行する。

(地震に対する安全性の確保に関する経過措置)

- 2 この条例の規定により建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならないこととされた事業所又は施設のうち、この条例の施行の際本市の区域内に現に存するもの(平成27年3月31日までに子ども・子育て支援法附則第7条ただし書の規定による別段の申出をした同条ただし書に規定する設置者が、同法第7条第4項に規定する教育・保育施設を廃止し、当該施設と同一の所在地において、当該施設の設備を用いて設置する同法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設を含み、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園並びにこの条例の施行の日以後に床面積を増加させる場合における当該増加の部分及び本市の区域内に移転させる場合における当該移転の部分を除く。以下「事業所等」という。)については、当該基準に係るこの条例の規定にかかわらず、当該基準に適合しない限度において、当該規定を適用しない。この場合において、事業所等を管理する者は、当該事業所等について耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならない。

附 則(平成28年3月30日条例第60号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月10日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月30日条例第44号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月29日条例第50号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日条例第87号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第4条の3及び第7条の3の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において児童福祉法第21条の5の15第1項の規定に基づく指定障害児通所支援事業者(同法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。))の指定又は同法第24条の9第1項の規定に基づく指定障害児入所施設(同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。))の指定を受けているもの(施行日以後にこれらの指定を受けることとなるもののうち、施行日前にこれらの指定の申請をしたものを含む。))については、施行日から起算して1年を経過する日までの間は、適用しない。

附 則(令和元年11月13日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月30日条例第67号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月30日条例第46号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月30日条例第59号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年11月13日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条(「第4項」を「第3項」に改める部分に限る。)、第5条及び第7条(京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第4条の2の改正規定に限る。))の規定は、令和6年4月1日から施行する。